

調査結果報告書

三田市行政監察員 竹村正樹

通報受理日	令和3年3月15日	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接 ( 時 分～ 時 分)</li> <li>・郵便</li> <li>・電子メール</li> <li>・F A X</li> </ul>	
通報者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実名(※ )</li> <li>・匿名</li> </ul>	所属部署
通報内容	<p>三田市職員の特殊勤務手当条例の別表に、「市税徴収・滞納処分手当」の規定がある。同規定は、市税に限って適用されており、市税と同様に滞納処分や訪問徴収を行うことがある料等に対しては、適用されていない。</p> <p>同種の業務であるのに、料等に対しては特殊勤務手当が支給されず、市税についてのみ同手当の支給対象とするのは、整合性を欠いて違法である。</p>	
調査経過	<p>令和3年3月15日 公益目的通報をFAXで受理</p> <p>同年3月16日 市長に受理報告書を提出，事務局に調査依頼</p> <p>同年4月15日 事務局より関係資料を受理</p>	
調査結果	<p>1. 事実の概要</p> <p>(1) 三田市職員の特殊勤務手当について</p> <p>普通地方公共団体の市の職員に対する特殊勤務手当は、地方自治法第204条第2項に根拠規定があり、条例で定めることとされている(同条第3項)。</p> <p>三田市においては、「一般職の職員の給与に関する条例」第13条で次のとおり定めている。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第13条 職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合において、これを給料に組み入れることが困難又は不適当な事情があるときは、その勤務の特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給することができる。</p> <p>2 前項の特殊勤務手当の種類、支給を受けるものの範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。</p> <p>また、同条例第13条第2項の別の定めとして、「三田市職員の特殊勤務手当条例」があり、市税徴収・滞納処分手当が規定されている。具体的には、同条例の別表、①市税又は国民健康保険税の徴収を主たる業務とする者が訪問徴収に従事したとき(日額150円)及び②市税又は国民健康保険税の差押え等滞</p>	

納処分に従事したとき（日額 330 円）に支給されることとなっている。

## (2) 市税徴収・滞納処分手当の趣旨

市によれば、市税の訪問徴収及び滞納処分業務の困難性、納税者に対する精神的重圧等を考慮し支給対象としている。なお、同種の税務業務を行う国家公務員の場合は、税務職給料表が設けられている（一般の行政職員に対して特殊勤務手当を支給するのではなく、給料そのもので措置している。）。

## (3) 手当の支給状況

平成 30 年度から令和 2 年度の実績は次のとおりである。

① 訪問徴収 H30(13 件, 1,950 円), H31(38 件, 5,700 円)  
R2(3 件, 450 円)

② 滞納処分 H30(469 件, 154,770 円), H31(660 件, 217,800 円)  
R2(367 件, 121,110 円)

## (4) 料等の滞納処分を支給対象としていないことについて

三田市職員の特殊勤務手当条例は、平成 18 年 3 月に制定された。同条例制定以前にも市税徴収・滞納処分手当はあり、月額支給される税務手当と日額支給される滞納処分手当に分かれていた。条例制定時に見直しが行われ、現在の内容に整理された。

市によると、料等については、滞納処分の実績がほとんどなく、料等の未収金額も市税や国保税に比較すると少額であり、特殊勤務手当の必要性が認識されてこなかったようである（検討に係る記録はない）。

市としては、負担の公平性や財源確保の観点から料等の未収金に対する取組みを強化してきており、今後滞納処分事例も生じることが想定されるため、税と料等との処分業務の違い等を考慮しながら必要性を検討していくとのことである。

## 2. 判断・結論

### (1) 違法との指摘について

三田市職員の特殊勤務手当は、地方自治法に基づき条例で定められている。いかなる業務を特殊勤務手当の支給対象とするかについて、市には広範な裁量があるから、料等が支給対象とされていないとしても原則として違法とはならない。

また、料等については滞納処分の実績がほとんどなく、料等の未収金額も市税や国保税に比較すると少額であることからすれば、料等でも訪問徴収や滞納処分を行うことがあり、具体的な業務の困難性が市税徴収・滞納処分と類似ないし同一であるとしても、料等について特殊勤務手当の支給対象としないとしても、違法と言うことはできない。

なお、市によれば、料等の未収金に対する取組みを強化してきており、今後、税と料等との処分業務の違い等を考慮しながら必要性を検討するとしている。負担の公平性や財源確保は重要であるから、業務とのバランスを勘案

	<p>しつつ、必要に応じて的確な見直しが見込まれることが望まれる。</p> <p>(2) 参考 (県内他市の規定)</p> <p>行政監察員がインターネットで検索して調べた限り、市によって違いがあるようである。参考までに、神戸市及び芦屋市の内容は次のとおり。</p> <p>ア 神戸市</p> <p>神戸市は、神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例で、次とおり規定しており、三田市と同様であると思われる。</p> <p>(市税徴収業務手当)</p> <p>第4条 市税徴収業務手当は、行財政局税務部に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う市税の滞納徴収業務又は課税調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。</p> <p>(国民健康保険料徴収業務手当)</p> <p>第5条 国民健康保険料徴収業務手当は、区役所総務部保険年金医療課(北神区役所市民課及び区役所支所市民課を含む。)に勤務する職員で国民健康保険料の滞納徴収のための納付交渉業務のうち規則で定める業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。</p> <p>イ 芦屋市</p> <p>芦屋市は、芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例で、「特殊事務手当」を設け、次のとおり規定している。</p> <p>「市税、国民健康保険料等の税外徴収金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、手数料及び過料その他の市の歳入をいう。)又はその他の使用料若しくは貸付金等の徴収又は集金に関する外勤業務に従事した職員(1日につき240円)」</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
添付資料の内訳	
備 考	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。